R9 幼稚園・認定こども園入園のご案内（令和９年度申し込み分）

1　幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用するには

まずは、希望する施設に直接入園の申し込みが必要です。施設から入園の内定を受けられた後、施設を通じて町へ給付認定申請書類等を提出してください。

◆町内幼稚園、認定こども園　※かなさ秋桜こども園・中原幼稚園・さくらのもりこども園・まつわか幼稚園・はなのやまこどもえん・筑水こども園・月影幼稚園・みどりこども園の「保育部分」の利用を希望される場合は、町へ保育所等の申し込みが必要です。

幼稚園名	校区	電話番号	幼稚園名	校区	電話番号
かなさ秋桜こども園（幼稚園部分）	中原	81-8655	ひかり幼稚園	北茂安	89-2020
中原幼稚園（幼稚園部分）	中原	94-2125	さくらのもりこども園（幼稚園部分）	北茂安	81-6316
筑水こども園（幼稚園部分）	三根	96-3533	まつわか幼稚園（幼稚園部分）	北茂安	89-5050
月影幼稚園（幼稚園部分）	三根	96-3117	はなのやまこどもえん（幼稚園部分）	北茂安	85-7679
みどりこども園（幼稚園部分）	三根	96-3413			

★ 施設名は今後変更となる場合があります。

◇みやき町在住で、みやき町外の施設を希望

町内施設と同様、入園希望施設に直接入園を申し込んでください。施設から入園の内定を受けられた後、施設を通じて、 給付認定申請書類等を提出してください。

2　給付認定申請に必要な書類

○かならず提出が必要な書類

◎給付認定申請書兼認定内容確認票

入園を希望する児童1人につき1枚ご提出ください。
在園児も継続利用を希望される場合は、年度ごとに提出が必要です。

○必要に応じて提出する書類

提出が必要な場合	必要な書類
保育を必要とする理由に該当し、預かり保育（延長保育）利用料の無償化を希望する方 ☆在園児で預かり保育の無償化の更新を希望される方も、再提出が必要です。 ※3歳児以上または住民税非課税世帯の満3歳児のみ	**保育を必要とする理由を証明する書類等** （詳細は裏面の「3 預かり保育(延長保育)の利用について」に記載） ※必要な書類等の用紙は各総合窓口または子育て福祉課、町内各幼稚園等にて配布しています。また、みやき町ホームページ（ＨＰ）でもダウンロードできます。 ⇒みやき町HP（トップページ）▶各種様式・町へのお問い合わせなど▶「様式ダウンロード」▶「子ども福祉」]

※3歳児とは、園を利用する年度における4月1日時点の年齢が3歳のお子さんです。非課税世帯のお子さんについては、3歳到達月の翌月から預かり保育（延長保育）利用料の無償化の対象となります。

○申請時に持参いただく書類（新入園児のみ）

◎マイナンバー(①または②のどちらか)

①個人番号カード(児童本人および保護者全員のもの)　※顔写真付きのプラスチック製のカード

②[◎通知カードまたは個人番号通知書(児童本人および保護者全員のもの)　※紙製のカード
◎本人確認書類（幼稚園や窓口で提出する保護者本人の分のみ）　※下記（1）又は（2）参照

（1）次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか１点
A：運転免許証　B：運転経歴証明書　C：旅券(パスポート)　D：身体障害者手帳
E：精神障害者保健福祉手帳　F：療育手帳　G：在留カード

（2）次のH～Lであればいずれか２点
H：医療保険証　I：介護保険証　J：年金手帳　K：児童扶養手当証書
L：特別児童扶養手当証書

3　預かり保育（延長保育）の利用について

幼児教育・保育無償化により、下記の表の「保育を必要とする理由」に該当され、認定を受けた3歳児から5歳児のお子さんについては、預かり保育（延長保育）の利用料が上限額まで無償となります。ただし、在園している幼稚園等が一定基準（平日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育(延長保育）を実施している場合は、他の保育施設（認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター等）の利用料は無償化の対象となりません。

①保育の必要性の認定を受けるために必要な証明書類等

※既に認定を受けている場合は、「保育を必要とする理由」に関する現況確認として証明書類等を再度ご提出ください。

・保育を必要とする理由により、有効期間や必要な証明書類等が異なります。
・証明書等の各様式には、注意事項や条件等を記載していますので、かならずご確認ください。
・**きょうだいで同時に申請される場合は**、弟妹さん分の保護者の証明書類や申立書等は不要です。

<table>
<tr><th>保育を必要とする理由</th><th>認定の有効期間</th><th colspan="2">必要な証明書類等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">就労

（注）
一月当たりの就労時間が48時間以上であること</td><td rowspan="3">就労期間</td><td colspan="2">就労（予定）証明書【別紙1】
・事業所または個人から賃金を支給されている方
・産休・育休中の方（復職後再提出してください）※育休期間は必ず記入
・勤務内定の方（就職後再提出してください）</td></tr>
<tr><td colspan="2">自営業申立書【別紙2】
・保護者が事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書）
・父母が同一の自営業の場合は1枚で可

自営業を確認できる書類の写し（事業主は必須）
・開業初年度の方：開業届、営業許可証、青色申告承認申請書、広告等の写し
・上記以前開業の方：①令和８年1月2日以降にみやき町に転入された方→確定申告書の写し、②①以外で申立書の「同意しない」にチェックされた方→開業初年度の方と同様の自営業を確認できる書類の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">農業従事申立書【別紙3】
・保護者が事業主の場合（他の親族が事業主の場合は就労証明書）
・父母が同一の農業に従事する場合は1枚で可

農業従事を確認できる書類の写し（事業主は必須）
・農業開始初年度の方：取引明細等（農業の収支等がわかる書類）の写し
・上記以前より農業に従事している方：①令和８年1月2日以降にみやき町に転入された方→確定申告書の写し、②①以外で申立書の「同意しない」にチェックされた方→開始初年度の方と同様の農業従事を確認できる書類の写し</td></tr>
<tr><td>求職</td><td>3か月</td><td colspan="2">求職状況申立書【別紙4】</td></tr>
<tr><td>出産</td><td>母子手帳交付時から産後2か月</td><td rowspan="2">出産・疾病等に関する申立書【別紙5】

出産・疾病等を確認できる書類の写し</td><td>出産のとき：母子手帳（保護者名と出産予定日がわかるページ）の写し</td></tr>
<tr><td>疾病や心身障害</td><td>療養が必要なくなるまで</td><td>疾病等の時：医師の診断書、障害者手帳の写し</td></tr>
<tr><td>同居等親族の介護・看護</td><td>介護等が必要なくなるまで</td><td>同居等親族介護（看護）従事申立書【別紙6】

医師の診断書または障害者手帳・介護認定被保険者証の写し</td><td>・保護者の保育ができない状況や期間がわかるもの
※添付資料が提出できないときは、子育て福祉課へご相談ください。</td></tr>
<tr><td>就学</td><td>最終通学日の月末まで</td><td colspan="2">在校証明書</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td>災害復旧が終了するまで</td><td colspan="2" rowspan="2">必要に応じて判断</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>必要に応じて判断</td></tr>
</table>

②預かり保育（延長保育）にかかる無償化の上限額（月額）

<u>450円　×　預かり保育(延長保育）の利用日数</u>
<u>（上限額11,300円。ただし、市町村民税非課税世帯の満3歳児は上限16,300円。）</u>

③保育の認定に関する注意点

・さかのぼって認定を行うことはできません。
・保育を必要とする理由に変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
・保育を必要としなくなった場合は、無償化の対象外となる場合があります。速やかに申し出てください。

４　利用にあたって必要な費用について

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園は保育料が無償となっています。なお、実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食費、行事費、教材費など）は無償化の対象外です。

○副食費（おかず、おやつ代）の免除対象者について

年収360万円未満相当世帯のお子さんと、第3子以降（小学3年生以下で）のお子さんに該当する場合は、副食費が免除になります。

※年収360万円未満相当世帯とは、保護者（父母等）の市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯です。ただし、保護者の収入がいずれも93万円を下回る場合は、同居親族（祖父母等）の市町村民税所得割額も合算対象となります。

◎毎年4月と９月が判定の時期になります。

判定時期は原則として、4月（多子算定対象子どもの進級）と9月（課税年度の変更）の年2回です。それに伴い、副食費免除対象者が変更となる場合があります。

令和９年度副食費	４月～８月分	令和８年度市町村民税額（令和７年分所得により算定）
	９月～3月分	令和９年度市町村民税額（令和８年分所得により算定）

※年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告をかならず行ってください。期限後申告で免除対象となる場合は、申告された日の翌月から免除となります。

※入園申込関係書類提出後や入園後、引っ越しや結婚、離婚などで家族構成が変わったときは、副食費減免の判定に影響する場合がありますので、子育て福祉課までご連絡ください。

【給付認定申請に関するお問い合わせ】

みやき町役場　民生部　子育て福祉課　子育て支援担当
Tel　0942-94-5724
〒849-0101　佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀1043番地